水田フル活用

平成29年3月17日

農林水産省 政策統括官
穀物課長 川合 豊彦

米政策説明動画が公開されました！

農林水産省政策統括官が、米政策の見直しを解説します。 是非、ご覧ください！

YouTube動画

YouTubeで「米政策NEWS」と検索！ 米政策NEWS

URL : https://www.youtube.com/watch?v=-Enp5j-DGWQ

農林水産省ＨＰから

ホーム ＞ 組織・政策 ＞ 政策統括官 ＞ 米政策改革について

会見・報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 農林水産省について

ホーム ＞ 組織・政策 ＞ 政策統括官 ＞ 米政策改革について

米政策改革について

平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととされています。

1.米政策改革の概要

YouTube動画

お問い合わせ

農林水産省政策統括官付穀物課
電話番号：03-6744-7135

URL: http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_seisaku_kaikaku.html

水田フル活用について
～米政策の見直しをブレずに着実に実施します～

平成30年産からも、各産地が行政による生産数量目標の配分に頼らず、主体的に作付を判断できるよう、国は引き続き、きめ細かい情報提供を行うとともに、水田活用の直接支払交付金を活用した水田フル活用を推進します。

29年産も、27・28年産同様に30年産に向けた予行演習として需要に応じた生産を推進します。

水田フル活用に向けた支援

○ 30年産以降も水田活用の直接支払交付金により水田フル活用を支援【H29年度概算決定額　3,150億円】

○ 30年産以降も収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は実施

○ 米の直接支払交付金（7,500円/10a)は29年産までの時限措置
【H29年度概算決定額　714億円】

きめ細かい情報提供

○ 全国ベースの需給見通しやマンスリーレポートによるきめ細かい情報提供の充実

- 県、地域毎の作付動向の中間公表（3月、5月）
- 各産地銘柄の需要実績等の一層の見える化

○ キャラバンを通じた各産地への働きかけ

国からの支援措置や情報提供を踏まえ、

需要に応じた生産の推進

○ 各産地・生産者は、自らの農産物の販売実績等も分析し、どのような作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づき、需要に応じた生産を推進。

【 例えば 】
- 主食用米の1/3弱を占める中食・外食向けなどの需要への対応
- 播種前契約、複数年契約等事前契約による安定取引の推進
- 多収品種による飼料用米の本作化、飼料用米を活用した畜産物のブランド化
- 野菜等高収益作物、飼料用トウモロコシ等への転換

※ 豊作等の場合には米穀周年供給・需要拡大支援事業により対応

30年産以降も都道府県、市町村が参画した農業再生協議会は存続し、地域の水田でどの作物を推進するのかという水田フル活用ビジョンを引き続き策定します。

28年産米の作付動向

○　平成28年産については、主食用米から戦略作物等への転換が一層進み、多くの戦略作物で作付面積が増加した。

○　この結果、28年産米の主食用米の作付面積は138.1万haとなり、生産数量目標140.3万haを2.2万ha下回り、27年産から2年連続で超過作付が解消された。

○主食用米及び戦略作物等の作付面積の動向

単位：万ha

	主食用米			戦略作物等				
	作付面積 ①	生産数量目標 ②	超過作付 ①—②	麦	飼料用米	大豆	WCS	その他
27年産	140.6	141.9	▲ 1.3	9.9	8.0	8.6	3.8	19.6
28年産	138.1	140.3	▲ 2.2	10.0	9.1	8.9	4.1	20.0
差 (28-27)	▲ 2.5	▲ 1.6	▲ 0.9	0.1	1.1	0.3	0.3	0.3

注1：ラウンドにより差が異なる場合がある。
注2：「その他」の内訳は、加工用米、米粉用米、輸出用米、酒造用米、備蓄米、飼料作物、そば・なたね等
注3：加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積
注4：米以外の戦略作物等（基幹作のみ）は、27年産は交付金支払実績面積で、28年産は地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積

3

超過作付面積の動向

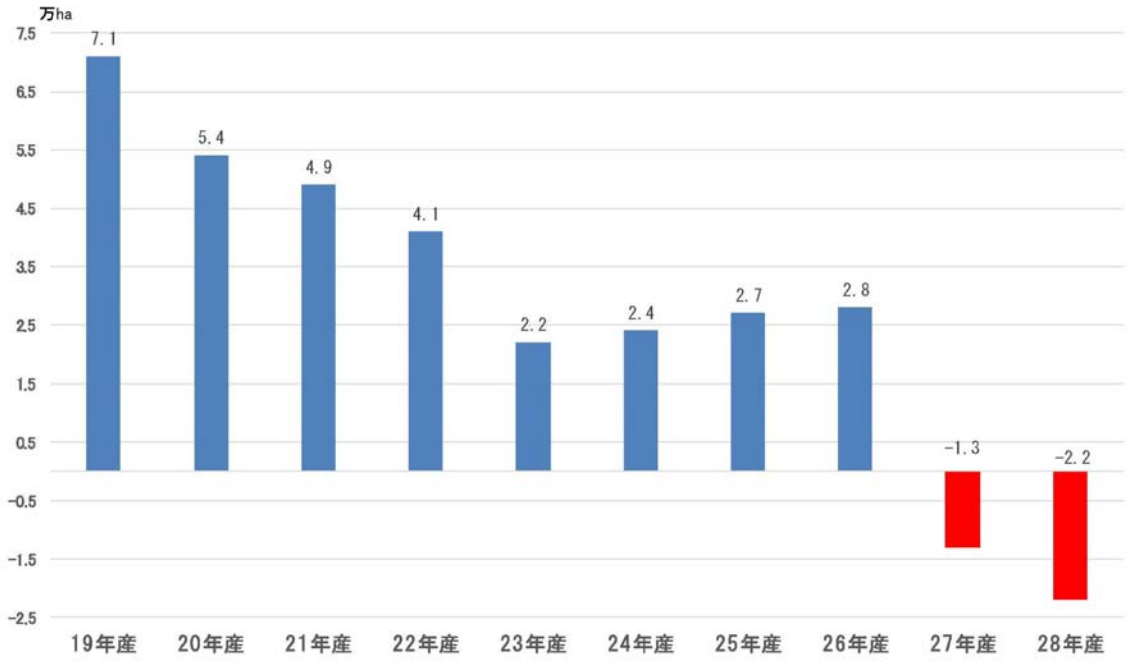

	19年産	20年産	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産	28年産
上段：主食用米作付面積（万ha） 下段：生産数量目標（万ha）	163.7 156.6	159.6 154.2	159.2 154.3	158.0 153.9	152.6 150.4	152.4 150.0	152.2 149.5	147.4 144.6	140.6 141.9	138.1 140.3

4

都道府県別の超過作付の状況

○ 平成28年産の超過作付面積は▲2.2万haで、主食用米の作付面積が**生産数量目標を下回った県は36都道府県**、**自主的取組参考値まで下回ったものは31都道府県**。

都道府県	27年産		28年産			
	主食用米作付面積 ha	超過作付 ha	生産数量目標 ha	主食用米作付面積 ha	28年産超過作付の状況(ha) 対生産数量目標	対自主的取組参考値
北海道	100,100	▲ 1,700	100,434	99,000	▲ 1,434	▲ 352
青森県	37,300	▲ 4,300	41,079	36,800	▲ 4,279	▲ 3,837
岩手県	48,100	▲ 2,800	50,345	47,100	▲ 3,245	▲ 2,703
宮城県	63,700	▲ 2,000	65,042	63,600	▲ 1,442	▲ 741
秋田県	71,200	▲ 1,700	72,152	69,300	▲ 2,852	▲ 2,076
山形県	57,700	▲ 300	57,275	56,800	▲ 475	141
福島県	61,500	▲ 100	60,122	60,100	▲ 22	645
茨城県	68,400	3,800	63,698	67,200	3,502	4,188
栃木県	54,100	▲ 1,200	54,724	53,600	▲ 1,124	▲ 534
群馬県	14,400	▲ 900	15,164	14,100	▲ 1,064	▲ 900
埼玉県	31,700	800	30,589	31,200	611	940
千葉県	55,200	9,100	45,582	53,900	8,318	8,809
東京都	156	▲ 34	185	151	▲ 34	▲ 32
神奈川県	3,130	210	2,890	3,110	220	251
新潟県	102,400	4,600	97,076	101,500	4,424	5,452
富山県	34,200	▲ 400	34,205	33,800	▲ 405	▲ 37
石川県	23,600	▲ 300	23,566	23,200	▲ 366	▲ 112
福井県	23,900	▲ 300	23,914	23,600	▲ 314	▲ 56
山梨県	4,980	▲ 30	4,959	4,940	▲ 19	34
長野県	32,200	1,000	30,899	31,700	801	1,134
岐阜県	22,100	▲ 700	22,560	21,700	▲ 860	▲ 617
静岡県	16,100	200	15,746	15,800	54	224
愛知県	27,200	700	26,335	26,900	565	849
三重県	27,700	▲ 1,000	28,396	27,000	▲ 1,396	▲ 1,091

都道府県	27年産		28年産			
	主食用米作付面積 ha	超過作付 ha	生産数量目標 ha	主食用米作付面積 ha	28年産超過作付の状況(ha) 対生産数量目標	対自主的取組参考値
滋賀県	30,600	▲ 400	30,645	30,200	▲ 445	▲ 115
京都府	14,400	▲ 500	14,715	14,300	▲ 415	▲ 256
大阪府	5,440	140	5,246	5,310	64	121
兵庫県	35,700	▲ 100	35,440	35,400	▲ 40	341
奈良県	8,850	720	8,046	8,680	634	720
和歌山県	6,900	▲ 150	6,972	6,720	▲ 252	▲ 178
鳥取県	12,400	▲ 500	12,732	12,500	▲ 232	▲ 95
島根県	17,500	▲ 200	17,486	17,300	▲ 186	2
岡山県	29,600	▲ 500	29,821	29,200	▲ 621	▲ 300
広島県	24,000	▲ 800	24,585	23,400	▲ 1,185	▲ 920
山口県	20,500	▲ 1,000	21,065	19,800	▲ 1,265	▲ 1,036
徳島県	11,700	▲ 700	12,219	11,500	▲ 719	▲ 587
香川県	13,500	▲ 600	13,932	13,200	▲ 732	▲ 582
愛媛県	14,600	▲ 200	14,685	14,200	▲ 485	▲ 327
高知県	11,900	1,000	10,769	11,600	831	947
福岡県	35,900	▲ 700	36,178	35,400	▲ 778	▲ 388
佐賀県	25,000	▲ 1,500	26,389	24,600	▲ 1,789	▲ 1,505
長崎県	12,500	▲ 700	12,981	12,000	▲ 981	▲ 842
熊本県	34,300	▲ 2,500	36,348	32,500	▲ 3,848	▲ 3,456
大分県	21,700	▲ 1,700	23,148	21,100	▲ 2,048	▲ 1,799
宮崎県	16,100	▲ 2,700	18,632	15,500	▲ 3,132	▲ 2,932
鹿児島県	20,900	▲ 2,100	22,751	20,200	▲ 2,551	▲ 2,306
沖縄県	788	▲ 142	916	785	▲ 131	▲ 121
合　計	140.6万	▲ 1.3万	140.3万	138.1万	▲ 2.2万	▲ 0.7万

5

食料・農業・農村基本計画（平成27年３月31日閣議決定）における位置づけ

■ **飼料用米等の生産拡大を位置づけ（平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン）。**

■ 飼料用米などの戦略作物については、**生産努力目標の確実な達成**に向けて、**水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う**旨を明記。

【食料・農業・農村基本計画】
- 食料・農業・農村基本法（平成11年７月制定）に基づき策定
- 今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

（参考）飼料用米の生産努力目標の考え方

米価は、需要と供給のバランスで決まっており、米価の安定のためには、需要が減少する主食用米から飼料用米への転換を行うことが基本。このため、飼料用米の生産量は、主食用米の需要減少トレンドに合わせた増加を見込み設定。

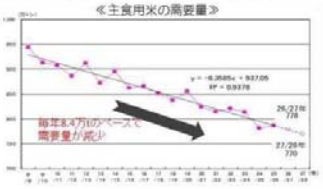

食料・農業・農村基本計画（関係部分抜粋）

第３　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

２．農業の持続的な発展に関する施策

（６）需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

ア 米政策改革の着実な推進（略）

イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

6

都道府県別の飼料用米の取組状況

都道府県	面積 27年産 ① ha	28年産 ② ha	差 ③=②-① ha	対前年比 ④=②/① %
北海道	2,347	2,770	423	118
青森県	7,211	7,415	204	103
岩手県	4,155	4,702	547	113
宮城県	4,850	5,915	1,065	122
秋田県	2,946	3,153	207	107
山形県	3,726	3,840	114	103
福島県	3,787	5,519	1,732	146
茨城県	7,011	7,840	829	112
栃木県	9,248	10,402	1,154	112
群馬県	1,753	1,844	90	105
埼玉県	2,770	2,857	87	103
千葉県	3,995	4,761	766	119
東京都				
神奈川県	16	16	0	103
新潟県	3,414	4,058	644	119
富山県	634	814	180	128
石川県	537	692	155	129
福井県	719	1,125	406	156
山梨県	14	17	3	123
長野県	370	348	▲ 21	94
岐阜県	2,436	2,900	464	119
静岡県	891	1,014	123	114
愛知県	1,752	1,782	29	102
三重県	1,405	1,785	380	127

都道府県	面積 27年産 ① ha	28年産 ② ha	差 ③=②-① ha	対前年比 ④=②/① %
滋賀県	657	837	180	127
京都府	108	134	26	124
大阪府	3	6	3	200
兵庫県	172	272	99	158
奈良県	60	68	8	114
和歌山県	4	3	▲ 1	82
鳥取県	1,090	1,107	18	102
島根県	1,104	1,149	45	104
岡山県	1,167	1,529	362	131
広島県	375	534	159	142
山口県	597	792	196	133
徳島県	988	853	▲ 135	86
香川県	375	340	▲ 35	91
愛媛県	236	349	113	148
高知県	916	973	58	106
福岡県	1,533	1,874	341	122
佐賀県	358	448	90	125
長崎県	164	182	18	111
熊本県	1,296	1,326	30	102
大分県	1,359	1,480	121	109
宮崎県	449	494	45	110
鹿児島県	773	852	79	110
沖縄県				
全国	79,766	91,169	11,403	114

7

飼料用米の取組状況

○　飼料用米については、生産量が拡大し、多収品種の導入も進展。

○　また、飼料用米の生産の約７割が経営規模（全水稲の作付面積）が５ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

	H26	H27	H28
飼料用米作付面積（万ha）	３．４	８．０	９．１
うち、多収品種の作付面積（万ha）	１．３	３．０	３．９
割　合	３９%	３７%	４３%
飼料用米生産数量（万トン）	１９	４４	４８（※）

※　H28の生産量は、取組計画の数量

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稲の作付面積）の飼料用米の分布状況】

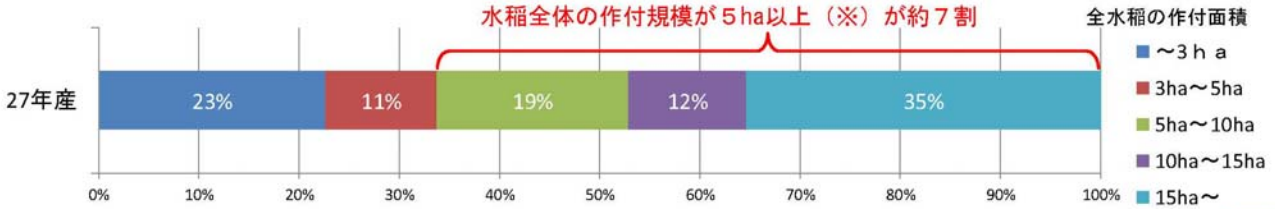

※　全水稲では、作付規模５ha以上の農家数は全体の５%

8

平成28年産飼料用米品種別取組面積

単位：ha、%

都道府県	多収性品種		一般品種		計
	面積	割合	面積	割合	
北海道	321	12%	2,449	88%	2,770
青森県	3,638	49%	3,777	51%	7,415
岩手県	3,356	71%	1,346	29%	4,702
宮城県	1,029	17%	4,886	83%	5,915
秋田県	1,925	61%	1,227	39%	3,153
山形県	2,931	76%	909	24%	3,840
福島県	1,192	22%	4,327	78%	5,519
茨城県	3,218	41%	4,623	59%	7,840
栃木県	1,149	11%	9,253	89%	10,402
群馬県	140	8%	1,703	92%	1,844
埼玉県	495	17%	2,362	83%	2,857
千葉県	2,179	46%	2,582	54%	4,761
東京都					
神奈川県	1	5%	15	95%	16
山梨県	5	32%	11	68%	17
長野県	146	42%	202	58%	348
静岡県	936	92%	79	8%	1,014
新潟県	2,247	55%	1,812	45%	4,058
富山県	303	37%	511	63%	814
石川県	386	56%	305	44%	692
福井県	792	70%	333	30%	1,125
岐阜県	775	27%	2,125	73%	2,900
愛知県	159	9%	1,623	91%	1,782
三重県	1,029	58%	756	42%	1,785

都道府県	多収性品種		一般品種		計
	面積	割合	面積	割合	
滋賀県	66	8%	771	92%	837
京都府	122	91%	12	9%	134
大阪府	0	0%	6	100%	6
兵庫県	175	65%	96	35%	272
奈良県	6	9%	62	91%	68
和歌山県	2	52%	1	48%	3
鳥取県	1,107	100%	0	0%	1,107
島根県	1,099	96%	50	4%	1,149
岡山県	897	59%	632	41%	1,529
広島県	514	96%	20	4%	534
山口県	628	79%	165	21%	792
徳島県	287	34%	566	66%	853
香川県	68	20%	272	80%	340
愛媛県	184	53%	165	47%	349
高知県	585	60%	388	40%	973
福岡県	1,873	100%	1	0%	1,874
佐賀県	382	85%	66	15%	448
長崎県	63	35%	119	65%	182
熊本県	901	68%	425	32%	1,326
大分県	1,263	85%	217	15%	1,480
宮崎県	313	63%	181	37%	494
鹿児島県	347	41%	505	59%	852
沖縄県					
合　計	39,233	43%	51,936	57%	91,169

上記数量は、９/15時点で認定した計画面積を集計したもので、現地確認等の結果で変更する場合がある。
※　多収品種には、知事特認品種を含む。

9

飼料用米を活用した畜産物のブランド化事例

○ 飼料用米の利活用に際しては、単なる輸入とうもろこしの代替飼料として利用するのみならず、その特徴を活かして畜産物の高付加価値化を図ろうとする取組が見られる。

○ 国産飼料であることや水田の利活用に有効であること等をアピールしつつ、飼料用米の取組に理解を示す消費者層等から支持を集めつつある。

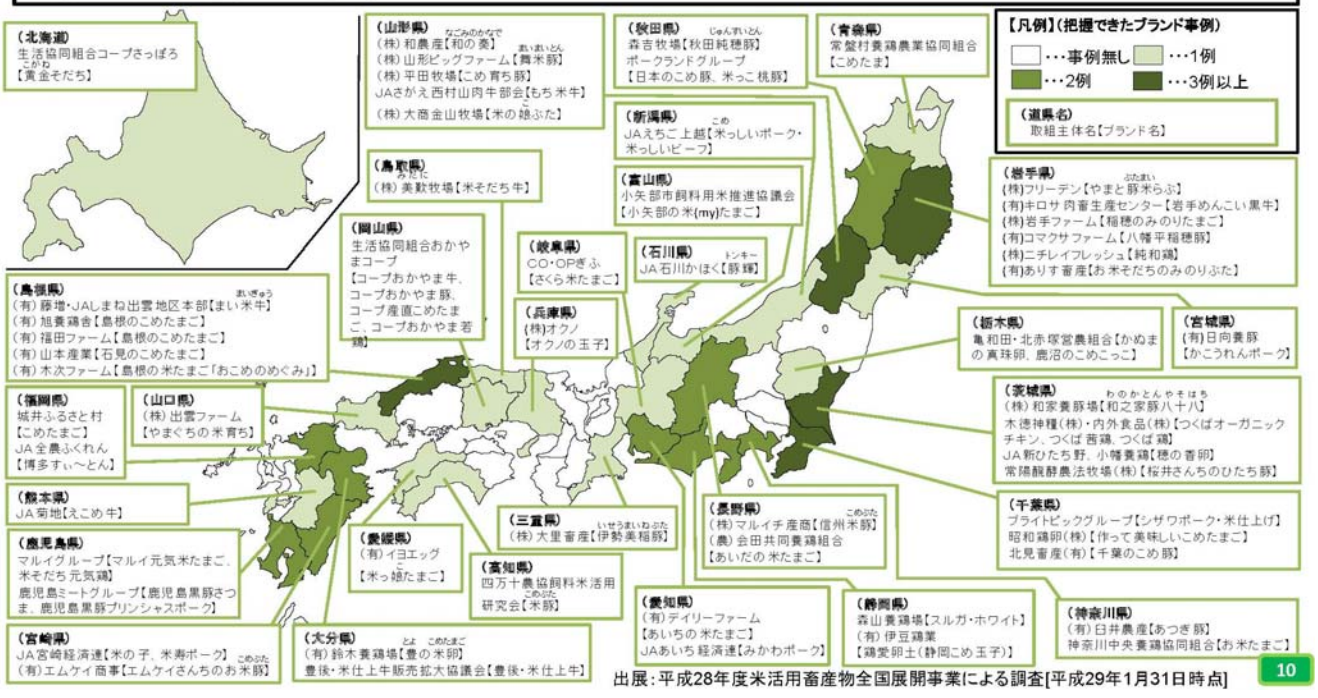

出展：平成28年度米活用畜産物全国展開事業による調査[平成29年1月31日時点]

10

米活用畜産物等ブランド化推進事業

【平成29年度予算概算決定 35,000千円】

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物のブランド化に向けた取組を支援

事業の背景

○ 飼料用米について、輸入とうもろこしの代替として飼料利用するのではなく、国産の米という特色を生かして、飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物の付加価値を向上する取組が見られるところです。

○ このような国産の飼料用米を活用した畜産物の販売を拡大していくことは、畜産農家の収益力向上につながるだけでなく、耕種農家にとっても畜産農家から求められる飼料用米を生産するという需要に応じた生産の推進につながります。

○ このため、地域における飼料用米を活用した畜産物のブランド化の取組及びそれらの取組を全国へ展開していく取組を支援します。

支援スキーム

国（農林水産省） → 公募

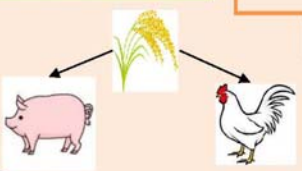

米活用畜産物等ブランド展開事業（地域：協議会）

飼料用米を活用した畜産物のブランド化に向けた地域の取組を支援。
（1協議会：300万円を上限（定額））

米活用畜産物等全国展開事業（全国：民間団体等）

地域の取組を全国的に展開するための取組を支援。
（1団体：1100万円を上限（定額））

11

米活用畜産物等ブランド化推進事業のイメージ

米活用畜産物等ブランド展開事業

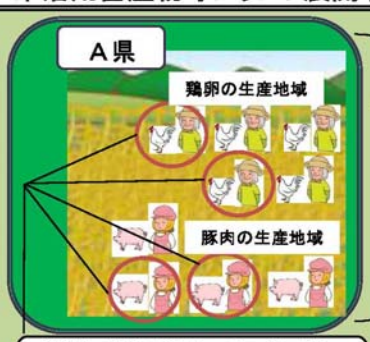

飼料用米を活用している又は活用しようとする畜産生産者

参画

協議会（イメージ）

- A県、産地関係市町村
- 豚肉・鶏卵生産関係者
- 飼料用米生産関係者
- 飼料メーカー
- 加工・流通・販売業者
- マーケティング専門家等

生産・流通実態調査
- 県内鶏卵、豚肉等の生産・流通実態把握、分析
- 飼料用米を活用したブランド化の意向調査

→ **県産米活用畜産物等ブランド戦略検討会**
- 戦略方法の検討
- ブランド確立への課題の明確化

→ **販路開拓・販売促進**
- 全国開催のフェア等への参画
- パンフレット、リーフレット等による広告宣伝

各産地の飼料用米を活用した畜産物ブランドを全国にＰＲ

米活用畜産物等全国展開事業

① 全国ロゴマークによる畜産物ブランドとしての普及・ＰＲ
② 関係団体による取組事例の紹介（ＨＰ等）

全国ロゴマーク

各産地のブランドに「飼料用米給与の畜産物マーク」を許諾。

問合せ先（一社）日本養豚協会
URLhttp://www.jppa.biz/20161123.html

12

生産コスト低減に向けた政府の方針

○ 米については、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において、今後10年間で、全農地面積の8割（現状は約5割）を担い手に集積し、担い手の米の生産コストを現状の全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減するKPIを設定。

○ このような中、飼料用米については、その単収について、平成37年に759kg/10a（平成25年：511kg/10a）を目指していること等を踏まえ、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、新たに、担い手の飼料用米の生産コスト（60kg当たり）を、平成37年までに現状から5割程度低減するKPIを設定し、本作化に向けた取組を推進。

日本再興戦略（平成25年６月14日閣議決定）　≪抜粋≫

二　戦略市場創造プラン　　テーマ4－① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

Ⅱ）　解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

具体的には、まず、農地を最大限効率的に活用できるようにするなど、生産現場を強化する。担い手への農地集積・集約や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業等の多様な担い手による農地のフル活用、生産コストの削減を目指す。今後10 年間で、全農地面積の8 割（現状約5 割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1 万6 千円/60kg）から4 割削減し、法人経営体数を2010 年比約4 倍の5 万法人とすることを目標とする。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年６月30日閣議決定）　≪抜粋≫

二　戦略市場創造プラン　　テーマ4－① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

（3）新たに講ずべき具体的施策

・ 飼料用米などの戦略作物について、食料・農業・農村基本計画に基づき、生産拡大とあわせて、本作化に向けて生産性の向上を図る。特に飼料用米の生産性については、多収性専用品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後（2025年度）にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減）させる。この目標の達成に向け、飼料用米のコスト構造を把握・公表しつつ、PDCAサイクルを効かせながら施策を点検する。

13

飼料用米生産コスト低減推進チームについて

○ 飼料用米については、「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、多収品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上（担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減）させるとの目標を設定するなど、その本作化に向けた取組を進めているところ。

○ 農林水産省では、この目標の確実な達成に向け省内関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を公表。

■飼料用米生産コスト低減推進チームの検討状況

時期	内　容
平成27年8月～9月	生産コスト低減に係る取組事例の把握
10月16日	第1回会合 ・推進チーム立ち上げ
11月13日	第2回会合 ・関係者からの意見聴取①
12月 1日	第3回会合 ・関係者からの意見聴取② ・マニュアル案について
12月15日	第4回会合 ・マニュアル案について
12月17日	マニュアルの公表

第1回会合（平成27年10月16日）

第2回会合（平成27年11月13日）

第3回会合（平成27年12月1日）

第4回会合（平成27年12月15日）

森山農林水産大臣（当時）の指示により、農林水産省内の関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し、計4回の会合を開催。

会合では、先進地等からの意見聴取や、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」作成等について、検討を行った。

■マニュアルの公表（平成27年12月17日）

本チームにおける検討の節目として、現場の農業者が取り組みやすい飼料用米のコスト低減策を示した「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、公表しました。なお、より現場に寄り添ったものとするため、現場での失敗事例とその対応を整理し、本マニュアルの掲載　ホームページに追加掲載しています。

（以下はマニュアル紹介パンフレット）

14

「飼料用米多収日本一」について

■ 趣 旨

飼料用米生産農家の生産水準の向上を推進するため「飼料用米多収日本一」を開催し、生産技術の面から先進的で他の模範となる経営体を表彰し、その成果を広く紹介する。

■ 実施主体

・（一社）日本飼料用米振興協会
・農林水産省

■ 内 容

全国の飼料用米生産者のうち
①多収品種（知事特認含む）で、
②作付面積がおおむね１ha以上、
③生産コスト低減等に取り組む
経営体からの応募を受け、平成28年産飼料用米の10a当たりの収量が優れる経営体を表彰します。

■ 褒賞区分

・農林水産大臣賞
・政策統括官賞
・全国農業協同組合中央会会長賞
・全国農業協同組合連合会会長賞
・協同組合日本飼料工業会会長賞
・日本農業新聞賞

■ スケジュール

６月30日	コンテスト応募締切
翌年１月末	28年産確定収量の報告
２月中旬	審査委員会
３月17日	表彰式

■ 応募結果（ブロック別申込み件数：8月公表）

北海道	14 件	東　海	34 件
東　北	133 件	近　畿	18 件
関　東	79 件	中国四国	43 件
北　陸	85 件	九州・沖縄	42 件
		全国合計	448 件

（参考）aff 2015 7月号より

■一般の米の単収
約530kg/10a

■飼料用米を多収生産した場合の単収
約1,000kg/10a

15

とうもろこしの子実利用について

○ 近年、飼料として国産の子実とうもろこしを給与した畜産物の差別化や付加価値向上への期待等から、国内において子実とうもろこしの生産が広がりつつある。

○ 飼料用とうもろこし生産（青刈り利用を含む）に対しては、水田活用の直接支払交付金による支援（戦略作物助成：35,000円/10a）がある他、畜産クラスター事業等によって飼料用とうもろこしの収穫・保管、加工・給与等に必要な機械のリース整備や調製・保管施設整備等への支援を利用することが可能。

○ 子実とうもろこし生産の取組事例

北海道子実コーン組合

■ 柳原孝二氏（現組合長）が、2011年に子実とうもろこしの生産を開始。以降、近隣の生産者と子実とうもろこし生産に取り組み、2015年3月に「北海道子実コーン組合」を設立。

■ 2016年は41戸で計120ha、約1,000トンを生産し、ホクレンや道内外の養鶏場に卸す予定。
（北海道新聞2016年11月6日より）

○ とうもろこしの支援策

水田活用の直接支払交付金（29年予算：3,150億円）

戦略作物助成として、水田で生産する飼料用とうもろこしに助成。

飼料作物※の交付単価：3.5万円/10a

※ 子実用とうもろこし（飼料用）を含む

この他、とうもろこし（飼料用以外を含む）に対しても、都道府県、地域農業再生協議会が助成単価を設定し、交付することが可能。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）（28補正：685億円）

畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体（畜産農家、飼料生産受託組織等）が行う飼料用とうもろこしの収穫・保管、加工・給与等に必要な機械のリース整備や調製・保管施設整備等を支援。

補助率：1／2以内

強い農業づくり交付金（29年予算：202億円）

飼料用とうもろこしの乾燥調製・保管・加工施設等の整備を支援。

交付率：事業費の1／2以内等

16

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成29年度予算概算決定額： 315，000（307，765）百万円】

○ 水田で飼料用米、麦、大豆等を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図る。

【交付対象者】
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

（1） 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稲	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞

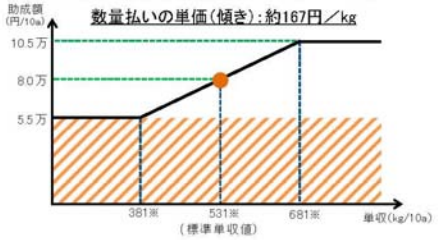

注１：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注２：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収（配分単収）を適用

（2） 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

○ また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約（3年間）の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
備蓄米	平成29年産政府備蓄米の買入入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万トンについては対象外。	0.75万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

○ このほか、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して0.5万円/10aを配分

※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

17

財務省予算執行調査について

6/28財務省公表資料抜粋

事案名	（２６）水田活用の直接支払交付金（農林水産省：一般会計）
概要	主食用米の需要の減少に応じて水田における主食用米以外の作付を促すため、主食用米以外の作付面積に応じて生産者に支払う交付金。
予算額	平成２７年度　２７７，０２６百万円（参考：平成２８年度　３０７，７６５百万円）

調査結果	今後の改善点・検討の方向性
交付対象の水田については、畦畔がないなど水田機能を失っている農地や経営判断として米の生産を再開するとは考えにくい農地にも、本交付金が交付されている事例があった。 飼料用米については、農業現場における推進が、①主食用米の生産抑制のため、②国や県が推進しているため、行われている地域が多い。また、単収の実績を見ると、本交付金による単収向上のインセンティブ付けが弱まっており、主食用米と区分しない作付も増加している。飼料用米は本交付金により収入の見通しが立てやすいため、価格が収穫期にわかる主食用米から作付を振り替える例も増えているとの意見もあった。 産地交付金については、財政支援に依存する営農を温存する配分や交付せずとも営農を継続できる場合でも交付している事例が少なくないと考えられる。 二毛作助成、耕畜連携助成については、栽培技術の定着等により、取組はほぼ定着している状況にある。	現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき。そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき。 飼料用米への支援は、多収品種を基本とし、食料・農業・農村基本計画等の目標に向けた生産性の大幅な向上が見込まれる場合に限定するとともに、標準的な交付額を適用する単収を、単収向上のインセンティブを十分確保するよう継続的に更新すべき。また、水田農業における需要に応じた自主的な生産を定着させるため、自立的な経営判断を促すような支援のあり方を検討すべき。 産地交付金については、水田農業の収益力向上と財政支援への依存からの脱却を促すような交付の仕組みに改めるべき。 二毛作助成、耕畜連携助成については、財政支援を受けずに取組を継続することを促すような交付の仕組みに見直すべき。

18

各県からの30年産に向けた主な意見・疑問とそれに対する考え方

主な意見	考え方
（１）３０年産以降の生産の姿が見えないので早急に示すべき。 （30年産以降は作りたいだけ自由に作れるのか）	⇒　２７年産、２８年産でも、各産地において主食用米から飼料用米を始めとする作物に転換して需要に応じた生産が進められてきた。こうした転換が自主的に行われることが３０年産以降の姿そのものであり、２９年産においても、引き続き、その予行演習をしていくということ。 また、３０年産以降も、現在と同様、県、市町村や関係団体が構成員となる県や地域の農業再生協議会は存続。国による様々な情報提供や、飼料用米や麦・大豆等に対する支援を踏まえ、協議会として主食用米、飼料用米、麦・大豆等の生産ビジョンを主体的に判断していただくもの。
（２）３０年産以降も引き続き国から何らかの数字を示すべき。	⇒　３０年産以降も、引き続き、全国ベースの需給見通し（対前年○%減等）を提示する。２８年産から、県別の生産数量目標のシェアを固定して配分しており、既に全国の生産数量目標により県別の生産数量目標が誰でも計算できるようになっているところ。 また、引き続き、マンスリーレポートによる産地別主要銘柄別のきめ細かな情報提供を実施し、産地の販売戦略を支援。
（３）３０年産以降、水田活用の直接支払交付金は廃止されるのか。	⇒　３７年度を目標年度とする食料・農業・農村基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大が明確に位置付けられていることを踏まえれば、３０年産以降についても、水田活用の直接支払交付金のような枠組みは、基本的に必要。

19

各県からの30年産に向けた主な意見・疑問とそれに対する考え方

主な意見	考え方
（４）生産数量目標の配分が無くなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰になるのではないか。	⇒　米の流通においては、全国一律で過剰在庫が発生しているわけではなく、それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ行きは大きく異なっている。他県の状況いかんにかかわらず、消費者・実需者のニーズに裏打ちされた量の米を供給するため、自県産米の売れ残りが生じないように作付けしていかなければ、結局、自県産の米価が低迷。 従前過剰作付けの多い県においても、飼料用米の意欲的な増産目標を掲げて過剰作付解消に向けた取組が行われるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透しつつあるところ。
（５）系統集荷率が低く、自県内で需要に応じた生産が徹底できるか不安。	⇒　系統内外を問わず、需要に応じた生産を徹底することが基本であり、まずは、系統内で売り先如何に関わらず集荷し在庫を抱え、米価が低迷することがないよう、関係者の意識を変えつつ、需要に応じた生産を徹底することが重要。 また、系統外の集荷業者や生産者についても、地域協議会に積極的に関与していただき、系統内の生産者同様、需要に応じた生産の必要性をよく理解していただく必要。
（６）小規模の兼業農家は需給調整への参加率が低く、需要に応じた生産を進めることが難しい。	⇒　現状においても、多くの地域において小規模の兼業農家の実態を踏まえた需給調整が行われており、引き続き、同様の取組を継続的に取り組んでいただきたい。

20

農業再生協議会について

○ 30年産（29年度）以降も再生協議会は存続。再生協議会は国からの情報や自らの販売可能数量等を踏まえ、主体的に地域のビジョンを策定し、地域としてどのような作物をどれだけ生産していくのか、生産者に情報を提供。

○ 国は、国自ら、生産出荷団体等の全国組織と情報交換を行いながら、全国の需給見通しや各県ごとのきめ細かな情報を提供を行うとともに戦略作物の生産に対する助成金の交付等の支援を実施。

○ 30年産以降、再生協議会において、都道府県、市町村も地域農業振興の観点から参画し、地域の生産者団体や担い手と連携してビジョンを作成していくことを経営所得安定対策関連通知に明確化するとともに、その旨キャラバン等を通じて周知・徹底。

現　状

国
- 生産数量目標の設定
- ○ 全国の需給見通しやマンスリーレポートによる情報提供
- ○ 食料自給率・自給力向上のための戦略作物の生産に対する助成

↓ 配分（国→県）　↓ 周知

県協議会（県、農業団体、法人協会 等）
- ○ 県と連携しながら、市町村への生産数量目標の配分に関与
- ○ 県において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（フル活用ビジョン）

↓ 配分（県→市町村）　↕ 周知・調整

地域協議会（市町村、生産出荷団体、担い手農業者等）
- ○ 市町村等と連携しながら、農業者等に生産数量目標を配分
- ○ 地域において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（フル活用ビジョン）

↓ 配分（市町村・協議会→農業者等）　↕ 周知・調整

農業者
- 生産数量目標やビジョンを踏まえ、自らの経営戦略に基づき、翌年の各作物の営農計画書を作成

30年産（29年産）以降

国
- ○ 全国の需給見通しやマンスリーレポートによる情報提供の充実
- ○ 食料自給率・自給力向上のための戦略作物の生産に対する助成

↓ 周知、意見交換

県協議会（県、農業団体、法人協会 等）
- ○ 国からの情報等により、県産米の販売需要動向等を把握
- ○ 県において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（フル活用ビジョン）

↕ 周知・調整

地域協議会（市町村、生産出荷団体、担い手農業者等）
- ○ 国や県協議会からの情報等により、地域の米の販売需要動向等を把握
- ○ 地域において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（フル活用ビジョン）

↕ 周知・調整

農業者
- 提供された情報やビジョンを踏まえ、自らの経営戦略に基づき、翌年の各作物の営農計画書を作成

21

各産地の作付動向等の一層の見える化

○ 各都道府県や各市町村が区域内の状況を把握し、地域農業振興の観点から、主体的に地域の再生協議会の中で役割を発揮できるよう、

① ３月には、県ごとの水田フル活用ビジョンの検討状況を聴取し、当年産の県レベルでの作付意向の情報を公表

② ５月には、県ごとに加え、地域再生協議会ごとの作付意向を公表

○ ９月末には、当年産の県及び地域再生協議会ごとの作付状況を公表。

公表のイメージ

28年産の例

県段階のみ作付動向を公表（5月）

28年産米等の中間的取組状況（平成28年4月末現在）

単位：ha

都道府県	飼料用米等の中間的な取組状況（注1）							
	飼料用米		WCS		麦		大豆	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
北海道	2,347	↗	357	↗	32,802	↗	17,238	↗
青森県	7,211	↘	636	↗	891	↘	4,092	↗
岩手県	4,155	↘	1,455	→	3,562	↘	3,390	→
宮城県	4,850	↗	2,107	↘	2,246	↘	10,781	↘
秋田県	2,946	↘	1,268	→	341	↘	7,249	↗
山形県	3,726	↘	827	↘	97	↗	4,914	↗
福島県	3,787	↗	945	↗	146	↗	803	↗
茨城県	7,011	↗	586	↗	5,103	↘	2,744	↘
栃木県	9,248	↗	1,551	↗	11,181	↘	2,429	↘
群馬県	1,753	↘	556	→	6,558	→	101	↗
埼玉県	2,770	↗	118	↘	4,623	↘	374	↘
千葉県	3,995	↗	945	↗	522	↘	504	↘
東京都	0	→	0	→	0	↗	0	→
神奈川県	16	↗	0	→	2	→	7	→
新潟県	3,414	↗	338	→	230	↗	4,826	↗
富山県	634	↗	345	↗	3,356	↗	4,687	↗
石川県	537	↗	85	↘	960	↗	1,065	↗
福井県	719	↗	114	→	5,391	↘	1,543	↗

30年産（29年産）以降のイメージ

県ごとに加え、地域再生協議会ごとの作付意向を公表（5月）

<地域協議会ごとの作付意向>

単位：ha

協議会名	飼料用米等の中間的な取組状況（注1）							
	飼料用米		WCS		麦		大豆	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
○○市	564	→	32	→	1,003	↗	18	↗
○△市	1,019	↗	76	↗	749	↗	263	↗
○□市	87	↗	13	↗	185	↗	413	→
△□町	311	↗	4	↘	539	↗	13	↘
□□市	444	↘	60	→	205	↗	734	↗
□○町	77	↗	51	↘	43	↘	22	↗
△○村	73	↗	4	↗	54	↗	781	↗
△△市	10	↘	32	↗	28	↗	206	↘
▲○市	68	↗	14	↗	251	↘	53	↘
■○市	145	↘	16	→	22	→	55	↗
□■町	221	↗	118	↘	118	↘	50	↘

22

ナラシ対策について

○　収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、担い手の経営の安定を図ることを目的とした対策として、**生産数量目標の配分がなくなる30年産以降も、また、収入保険制度の導入以降も、セーフティネット対策として、担い手経営安定法に基づき実施**する。

○　収入保険制度導入以降においては、農業者はナラシ対策か収入保険のどちらかに任意で加入することを可能とする。

現行の仕組み

【対象者】
認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（規模要件は課さない）

【対象品目】
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

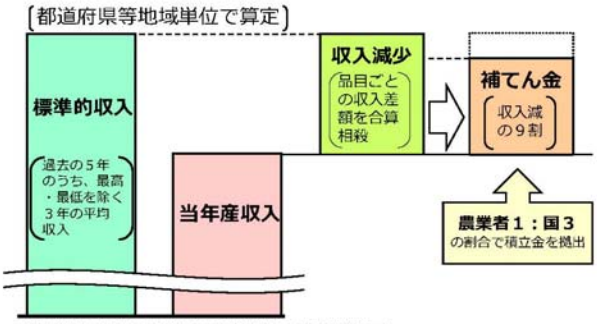

（注）単位面積（10a）当たりの標準的収入、当年産収入とも、公表数値（相対取引価格、単収）を基に算出。

○　生産数量目標の配分がなくなる30年産以降も、**セーフティネット対策として**、担い手経営安定法に基づき**実施**。

○　収入保険制度導入以降においては、農業者はナラシ対策か収入保険のどちらかに任意で加入することが可能。

23

主要農作物種子法

○　主要農作物種子法、昭和27年の制定以来、主要農作物の優良な種子の生産及び普及に寄与。

○　一方、①制度発足時と比べ種子の品質が安定してきたことから、全国一律で、優良品種の決定や、原種・原原種の生産の義務付け等を法制度として措置するまでの必要性は乏しくなっていること、②都道府県中心の制度であるため、民間事業者が参入しにくい面があること等を踏まえ、「農業競争力強化プログラム」において**主要農作物種子法を廃止**することとされたもの。

○　今後は、**都道府県における主要農作物の種子の生産体制を生かしつつ、民間事業者の活力を活用して、種子の開発及び供給を推進**。

○ 主要農作物の収穫量の推移

(kg/10a)

	昭和27年	昭和58年	平成27年
水稲	337	459	531
小麦	213	303	471
大豆	127	151	171

・　法制定時（昭和27年）は、食糧増産という国家的要請の中で、稲・麦・大豆の生産の根幹を担う優良な種子について、優良品種の決定や、原種・原原種の生産の義務付け等を全国一律の**法制度として措置する必要があったが、現在においては既に安定的な生産を実現**。

○ 稲の開発者別品種数

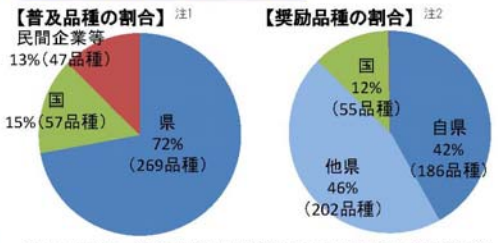

注1）うるち玄米・醸造用玄米の産地品種銘柄における実品種数（平成28年度）
注2）うるち玄米・醸造用玄米の奨励品種のべ品種数（平成26年３月末現在）
※個人農家による育成品種１品種を含む

・　民間企業が開発した品種は都道府県が開発した品種と比べて、**特に優れた形質などがないと奨励品種には指定され難い**傾向。
・　例えば稲では、民間企業が開発した品種で、奨励品種に指定されている品種が無い。

主要農作物種子法を廃止

需要に応じた多様な種子の供給

民間事業者の活力

都道府県の種子生産体制

農業競争力強化プログラム（抜粋）（平成28年11月29日　農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置付け）

地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

24

主要農作物種子法は廃止しますが、稲・麦・大豆の種子の安定供給はしっかり行います。

昭和27年に、戦後の食糧増産という国家的要請を背景として、稲・麦・大豆の種子に特化して、都道府県にその生産・普及を義務付けていた主要農作物種子法（種子法）は廃止しますが、以下の措置を講じることにより、都道府県の種子開発・供給体制を活かしつつ、民間事業者との連携を促進し、種子の開発・供給を活性化していきます。

① 農業競争力強化支援法案に都道府県の役割を位置付けます。

・ 農業競争力強化支援法案に「都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進」することを規定します。

② 種子の品質は種苗法と農産物検査で担保します。

・ 種子法に規定してきた種子の品質等に関する基準については、野菜を含めた全ての作物をカバーする種苗法の告示に定め、引き続き、農産物検査も行うことにより、優良な種子の生産を担保します。

③ 都道府県に対する支援措置を確保します。

・ 種子法に関する補助金は平成10年に一般財源化しています。優良な種子の供給に必要な地方交付税を今後とも確保し、通知等によりその旨を明らかにします。

④ 官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を推進します。

・ 種子法の廃止により、都道府県による稲・麦・大豆の種子の研究開発が阻害されることはありません。
・ 農業競争力強化支援法案に「民間事業者が行う技術開発等を促進するとともに、独法・都道府県が有する種子生産に関する知見の民間事業者への提供を促進」することを規定しており、都道府県を含めた官民の総合力を発揮し、種子の研究開発を活性化します。

⑤ 都道府県と民間事業者の連携により、我が国の種子の開発・供給を活性化し、外資の参入に対応します。

・ 種子法が外資の参入を防止していたわけではありません。
・ 今後、民間事業者との連携により種子の開発・供給が活性化し、我が国の種子の優位性が高まれば、外資との競争にも対抗できます。

25

ご清聴ありがとうございました。